

STOP! 「ながら運転」

「ながら運転」とは？

ながら運転とは、

- ・ カーナビゲーション画面の操作、注視
 - ・ スマートフォン・携帯電話の操作、注視、通話
- などが挙げられます。



罰則

ながら運転罰則

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

さらに、交通の危険を生じさせた（事故を起こした）場合…

1年以下の懲役

又は

30万円以下の罰金



ながら運転をしないために

運転するときは運転に集中！
カーナビゲーションやスマートフォン、
携帯電話を操作するときは、
車両の運転を中断しましょう！

